

## 消費者庁による消費者事故等再発防止のための措置

(平成 22 年 4 月～平成 23 年 1 月)

	事案	措置	内容
1	遊具に起因する事故 (22.4.27)	事故原因の調査 重点点検項目の整理 補修事例の収集・整理 重大事故に関する情報提供	事故発生頻度の高い遊具の点検や補修について、遊具の利用者、管理者、担当部署への注意喚起及び情報提供
2	自転車使用中の事故 (22.6.11)	使用に関する注意喚起	自転車の購入や使用時の注意点について、消費者への周知及び注意喚起
3	自転車用幼児座席使用中の事故(22.6.25)	事故原因の調査 使用に関する注意喚起	自転車幼児座席の適正な取付方法等についての消費者への周知及び注意喚起
4	ライターの火遊びによる火災(22.6.30)	取扱上の注意喚起	使い捨てライターの管理などについて、大人への周知及び注意喚起
		法による販売規制	使い捨てライターの販売規制（消費生活用製品安全法 H22.12.27 施行令改正）特別特定製品とされ、H23.9.27 以降 PSC マークのない製品の販売を禁止。
5	こんにゃく入りゼリー等の窒息事故(22.7.26)	防止策の取りまとめ 関係団体等への改善要請	こんにゃく入りゼリーを乳幼児や児童が食べないように、関係施設や担当部署への周知及び情報提供
6	プールの排水口における事故(22.8.6)	プールの安全標準指針の周知徹底	プール排水口の点検などについて、プール設置管理者や担当部署への周知及び情報提供
7	電動車いす（ハンドル形）使用中の事故(22.9.8)	使用に関する注意喚起	電動車いすの点検や運転時の注意点について、消費者への周知及び注意喚起
8	介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故(22.10.1)	使用に関する注意喚起	介護ベッド用手すりの事故を防ぐ部品の配布などについて、消費者への周知及び注意喚起
9	エアゾール式簡易消火具の破裂事故(22.10.22)	速やかな回収に関する周知	消火具を購入した消費者への回収の周知及び注意喚起
10	本棚等の転倒事故(22.12.1)	本棚の振動実験の実施 転倒防止策の取りまとめ 施設管理者への情報提供	本棚の設置や選定について、公民館、図書館、学校等に周知
11	おむつ交換台からの転落事故(22.12.21)	点検の実施等の周知	おむつ交換台の定期的な点検と警告表示の徹底について、公共施設、商業施設管理者等への周知



## News Release

平成22年4月27日

消費者庁

**遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに  
遊具の安全確保対策について**

消費者庁においては、昨年9月以降、遊具に起因する重大事故等が複数通知されてきていることから、関係機関等と連携を図り事故原因調査等を行ってきたところです。今般、事故原因調査の概要及び安全確保のための対策についてとりまとめ、同種事故の発生防止を図る観点から、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに関係省庁に対し、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

**【問合せ先】**

消費者庁 消費者安全課

柳澤、岩井

電話：03-3507-9263

FAX：03-3507-9290

(別添)

事務連絡  
平成22年4月27日

各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課殿

消費者庁消費者安全課

遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、昨年9月以降、消費者安全法に基づき、遊具に起因する事故として10件の重大事故等が通知されており、消費者庁においては、関係機関等と連携を図り、事故原因調査を実施いたしました。その概要は別紙1のとおりです。

また、消費者庁に通知された遊具に起因する重大事故等の内容、事故原因調査結果等をふまえ、事故発生頻度の高い遊具について、事故発生防止の観点から、重点的な点検が望ましい項目を整理するとともに、遊具の日常点検の結果、補修を要する破損等を発見した場合の暫定的な補修事例について収集・整理いたしました。それらについては別紙2のとおりです。

遊具の利用者、管理者等の注意の喚起のためお知らせするとともに、担当部署にも情報提供いただきますようお願い申し上げます。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知して頂きますようお願い申し上げます。

なお、本件については、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省にも情報提供させていただいておりますことを参考までに申し添えます。

**【問合せ先】**

消費者庁 消費者安全課

柳澤、岩井

電話：03-3507-9201

FAX：03-3507-9290

(別添)

事 務 連 絡

平成22年4月27日

(文部科学省大臣官房総務課殿)

(厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官殿)

(国土交通省総合政策局安心生活政策課殿)

消費者庁消費者安全課

遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、昨年9月以降、消費者安全法に基づき、遊具に起因する事故として10件の重大事故等が通知されており、消費者庁においては、関係機関等と連携を図り、事故原因調査を実施いたしました。その概要は別紙1のとおりです。

また、消費者庁に通知された遊具に起因する重大事故等の内容、事故原因調査結果等をふまえ、事故発生頻度の高い遊具について、事故発生防止の観点から、重点的な点検が望ましい項目を整理するとともに、遊具の日常点検の結果、補修を要する破損等を発見した場合の暫定的な補修事例について収集・整理いたしました。それらについては別紙2のとおりです。

遊具の利用者、管理者等の注意の喚起のためお知らせするとともに、担当部署にも情報提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件については、各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課並びに(文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)にも情報提供させていただいておりますことを参考までに申し添えます。

【問合せ先】

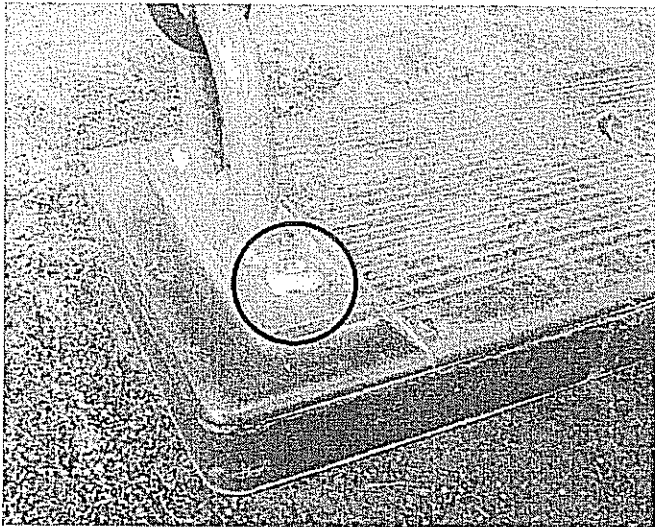
消費者庁 消費者安全課

柳澤、岩井

電話：03-3507-9201

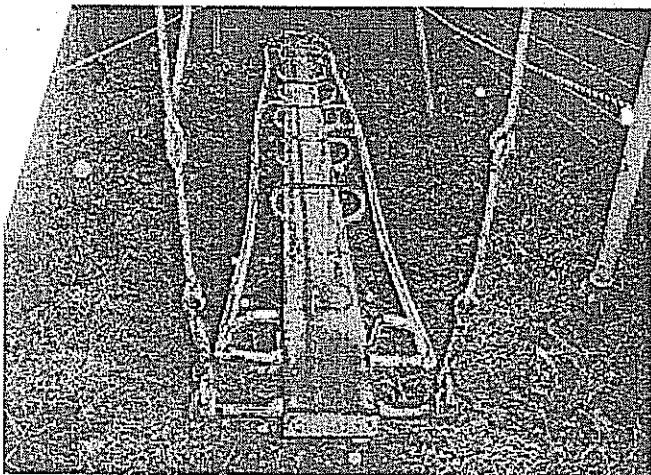
FAX：03-3507-9290

ブランコ



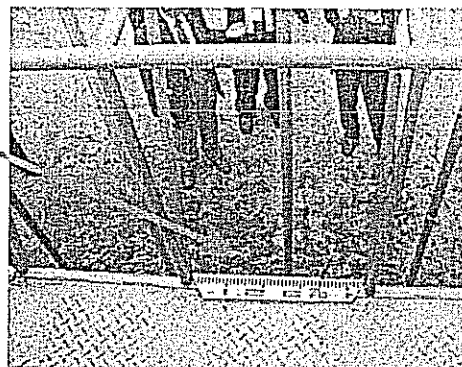
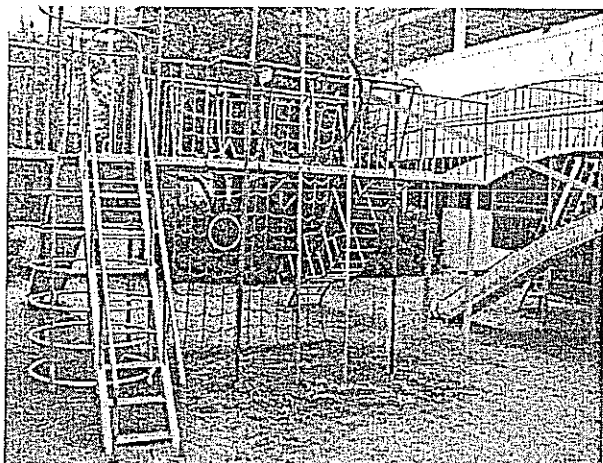
- 事故概要  
ブランコから児童(7歳)が飛び降りた際、座板部ボルトに服が引っ掛かり転倒、左腕骨折
- 事故原因  
ブランコ座板の吊り下げ金具のボルトが突出していた
- 対応策  
突出がないボルト形状のブランコ座板に交換

遊動ブランコ



- 事故概要  
5,6名(推定)の子どもが乗ったブランコを児童(10歳)が押した際に転倒、戻ってきたブランコが児童に直撃し大腿部骨折
- 事故原因  
揺動体の重量が重く、児童が揺れを容易に制御困難
- 対応策  
遊動ブランコは「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」では十分な点検と管理監督がないところで設置するにはふさわしくない遊具として位置づけられており、撤去

## 複合遊具



### ○事故概要

児童（4歳）が通路部で飛跳ねバランスを崩し、通路手摺柵の隙間（高さ1.9m）から砂地へ落下、頭蓋骨骨折

### ○事故原因

通路手摺柵の隙間（48cm）及び動線の交錯

### ○対応策

全校生徒8人のため、暫定措置として施設管理者により遊具使用時の監視体制強化。  
万が一落下した場合の対策として砂地部分の改良

## シーソー

### ○事故概要

シーソーの片側で児童が飛び降りた際に、反対側の児童（7歳）が地面接地時の衝撃で背骨圧迫骨折

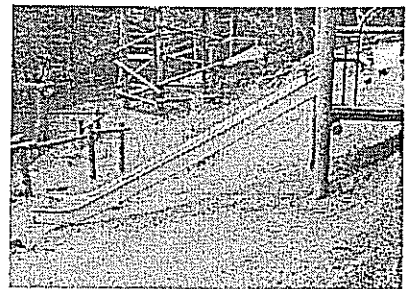
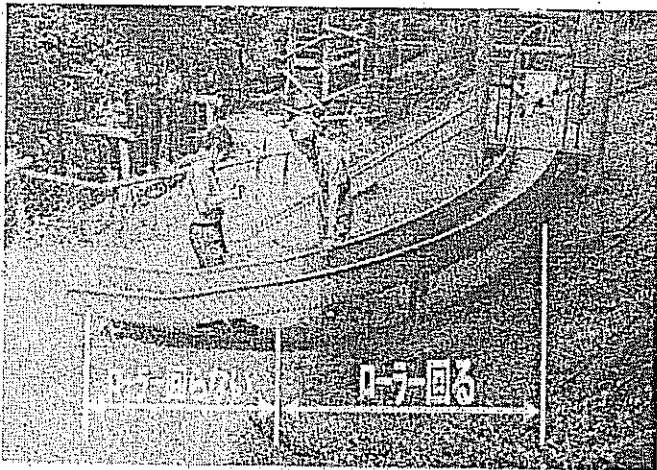
### ○事故原因

シーソー両端部の接地面における衝撃吸収性能不足

### ○対応策

施設管理者がシーソー両端接地部にタイヤを埋め込み、衝撃緩和措置を実施

## ローラー滑り台



### ○事故概要

ローラー滑り台を滑りおりた際、滑り台の終点付近でローラーが回らず急ブレーキがかかった状態で前のめりになって顔面から転落し、中心性脊髄損傷

### ○事故原因

滑り台のローラーが回転しない箇所における回転軸受け部の潤滑不良

### ○対応策

ローラー滑り台の設置場所は斜面地で周囲に安全領域が確保できていないことから、撤去



# News Release

平成22年6月11日

消費者庁

## 自転車の使用等に関する注意喚起について

自転車を使用中に転倒し、重傷を負うなどの事案が頻発しています。平成21年9月1日から平成22年6月8日までの間に、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として35件の報告がありました。また、全国の消費生活センターでは、平成21年9月1日から平成22年5月31日までの間に149件の危害・危険に関する相談(うち、重大事故が11件)が受け付けられています。

※PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)における平成22年6月7日までの登録分

消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、自転車の使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますよう、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁 消費者安全課

村上、中嶋、岸

電話：03-3507-9204

FAX：03-3507-9290

<別添>

事務連絡

平成22年6月11日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課殿  
独立行政法人国民生活センター・各消費生活センター殿

消費者庁消費者安全課

### 自転車の使用等に関する注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を頂きまして有難うございます。

自転車を使用中に転倒し、重傷を負うなどの事案が頻発しています。平成21年9月1日から平成22年6月8日までの間に、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として35件の報告がありました。また、全国の消費生活センターでは、平成21年9月1日から平成22年5月31日までの間に149件の危害・危険に関する相談(うち、重大事故が11件)が受け付けられています。

※PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)における平成22年6月7日までの登録分

消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、自転車の使用に関し、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますようお願いいたします。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

### 記

自転車の使用に際しては特に以下の点にご注意ください。

- (1) 自転車の購入にあたっては、JISマーク、SGマーク、BAA・S BAAマーク、TSマーク等を参考にし、専門技術者(自転車技士や自転車安全整備士など)に相談するなどして、自分の体格や用途にあったものを選び、調整してもらう。
- (2) 自転車を使用する前に、取扱説明書をよく読む。  
また、乗車する前に、タイヤの空気圧が適正であるか、ブレーキは正常か、フレームに亀裂や赤さびが発生していないか、ハンドルやペダルのがたつきがないか、チェーンにたるみがないか、幼児用座席の足載せにぐらつきがないか等について点検してから乗る。
- (3) 購入後は定期的に販売店等による点検、整備を受け、同時に不具合と思う都度点検を受ける。

【本件に係る連絡先】消費者庁消費者安全課 村上、中嶋、岸  
電話：03-3507-9204

## News Release

平成22年6月25日

消費者庁

## 自転車用幼児座席の使用に関する注意喚起について

自転車用幼児座席(ブリヂストンサイクル株式会社製、製品名: NEWロイヤルチャイルドシート。以下「本件製品」という。)に幼児を乗せて走行中に、足乗せが折れ、幼児の足が車輪に巻き込まれ重傷を負う事案が発生しています。本件製品については、平成22年2月から6月の間に重傷2件を含む5件の負傷事故が発生したほか、平成21年3月と平成22年2月には、足乗せが折れた事故が3件発生しています(負傷なし)。

事故原因は究明中ですが、消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、自転車用幼児座席の取付け及び使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますよう、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

(参考)ブリヂストンサイクル株式会社によるお知らせ

<http://www.bscycle.co.jp/company/info20100625.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁 消費者安全課 村上、中嶋、岸

電話: 03-3507-9204

<別添>

事務連絡

平成22年6月25日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課殿  
独立行政法人国民生活センター・各消費生活センター殿

消費者庁消費者安全課

### 自転車用幼児座席の使用に関する注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

自転車用幼児座席(ブリヂストンサイクル株式会社製、製品名:NEWロイヤルチャイルドシート。以下「本件製品」という。)に幼児を乗せて走行中に、足乗せが折れ、幼児の足が車輪に巻き込まれ重傷を負う事案が発生しています。本件製品については、平成22年2月から6月の間に重傷2件を含む5件の負傷事故が発生したほか、平成21年3月と平成22年2月には、足乗せが折れた事故が3件発生しています(負傷なし)。

事故原因は究明中ですが、消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、自転車用幼児座席の使用に関し、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますようお願いいたします。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

### 記

自転車用幼児座席の使用に際しては特に以下の点に御注意ください。

- (1) 自転車用幼児座席を取り付ける際は販売店で適切に取り付けてもらってから使用する。  
既に取り付けられている場合には、取扱説明書に従い適切に取り付けられているか確認する。
- (2) 特に、本件製品について、足乗せを幼児座席に取り付ける板(足乗せ板)が本体プレート板の下にねじ止めされているかを確認する。不明な場合には購入した販売店等で点検してもらう。
- (3) 乗車する前には、自転車用幼児用座席の足乗せにぐらつきがないか点検してから乗る。  
また、定期的に販売店等による点検、整備を受けるとともに不具合を感じた場合は早めに点検を受ける。

【本件に係る連絡先】消費者庁消費者安全課 村上、中嶋、岸  
電話：03-3507-9204

## News Release

平成22年6月30日

消費者庁

「ライターの火遊びによる火災防止の注意喚起リーフレット」について

「ライターの火遊びによる火災防止の注意喚起リーフレット」を下記のとおり、関係機関と連携して配布し、注意喚起を図ることとし、また、使い捨てライターの正しい廃棄の促進について取組事例やアイデアの募集を行いますので、お知らせします。

消費者庁においては、3月末にライターの火遊びによる火災に関する調査を取りまとめ、子供の死傷者が多い実態を踏まえて注意喚起を行ったところではありますが、その後もライターに起因すると疑われる火災により子供が死傷する事故が続いており、更なる取組の強化が求められています。このため、4月15日に開催した消費者安全総括官会議においては、関係府省庁が連携して、注意喚起の徹底や新たな規制の検討等に取り組んでいくことを確認したところです。

今般、消費者庁においては、関係機関と連携して別紙1のリーフレットを作成し、6月末より関係機関を通じて配布、周知し、注意喚起を図っていきます。

また、使い捨てライターの正しい廃棄の促進等について、取組事例やアイデアを募集します。別紙2の要領にしたがって、取組事例やアイデアをお寄せください。

●配布方法 関係機関を通じて、消費者や事業者等への配布及び周知

●関係機関

消費者庁、警察庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、(社)日本喫煙具協会

(本発表資料の問い合わせ先)

消費者庁消費者安全課

担当：田中、松尾

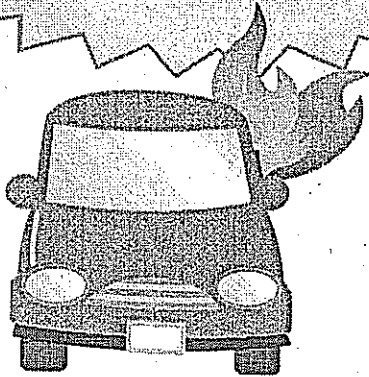
電話：03-3507-9201 (直通)

# ライターのお遊びによる火災に注意!

**1日あたり5.6件**

**火遊びによる火災件数**

(H11年~20年の全国の火災報告データをもとに算出)\*



**ライターが半分以上**

**火遊びによる火災の発火源**

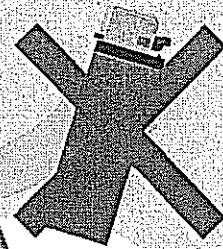
(H11年~20年の全国の火災報告データをもとに算出)\*

**死傷する可能性が高い**

**特に5歳未満の子どもが  
火遊びをした場合**

(H16年~20年の政令指定都市の火災について調査)\*

ライターは  
おもちゃじゃ  
ないよ



## <ライターのお遊びによる火災の事例>



テーブルの上に置き忘れたライターを、子どもがいたずらして、カーテンに着火して、火災になった。



車内にあったライターで子どもが火遊びをし、座席に火がついて、火傷を負い死亡した。



土手に落ちていたライターで子どもが遊んでいて、周囲の枯草に燃え移り、火災になった。

\*消費者庁、総務省消防庁の連携調査(H22年2月実施)の結果による。  
詳細は、消費者庁HPをご覧ください: [http://www.caa.go.jp/safety/pdf/100323kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/100323kouhyou_1.pdf)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# ライターの火遊びによる火災を防ぐには、 周囲の大人の注意が欠かせません!!



## 子どもの手の届かないところにおきましょう

家中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。



## 子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

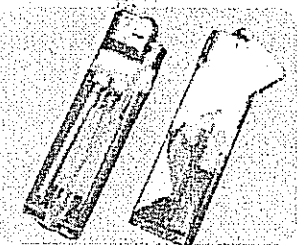
子どもにライターを触らせないようにしましょう。

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



## 不要なライターはきちんと捨てましょう



【ガス抜きの様子】

利用しなくなったライターが、ありませんか？

※年間約6億個のライターが国内生産及び輸入されています。  
【出典】平成20年国内販売動向調査報告書(喫煙具) (社)日本喫煙具協会

ライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ガス抜きの方法と注意事項の情報は(社)日本喫煙具協会 HPをご覧ください  
<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>



## 子どもが簡単に使えないライターが販売されています

子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施したライターでないと販売できない規制が導入されます。  
幼児対策を施したライターは、規制導入に先行して販売されていますので、ご購入が可能です。

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイド HPをご覧ください：[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/](http://www.meti.go.jp/product_safety/)

製品安全ガイド

検索

本リーフレットの問い合わせ先 消費者庁消費者安全課 電話番号 03-3507-9201

消費者庁、警察庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、(社)日本喫煙具協会

使い捨てライター廃棄についての取組事例・アイデア募集について

ライターの火遊びに起因すると疑われる火災により子どもが死傷する事故が続いています。子どもの火遊びのリスクを低減させるため、身のまわりにある不要なライターは各自治体のルールに従って、適切に廃棄することが望まれます。

現在、消費者庁では、環境省と連携して、各自治体に対し使い捨てライターの廃棄についての実態調査を実施し、処理方法等について参考となる取組事例の収集を進めています。

一般の方々からお住まいの地域の事例やアイデアなどを募集します。お寄せいただいた事例やアイデアは各自治体の参考に供し、適切な廃棄の促進に役立ててまいります。

実施期間：2010年7月1日～2010年7月31日

※「事故情報データベース」のご意見・ご要望コーナーで募集します。下記のアドレスをクリックすると入力フォームが表示されますので、題名に“ライターアイデア”とご記入頂き、ご意見・ご要望欄に取組事例やアイデアをお書きください。

取組事例やアイデアはこちらへ↓

[https://www.jikojoho.go.jp/ai\\_national\\_ssl/login/aiscn02-todemand.do](https://www.jikojoho.go.jp/ai_national_ssl/login/aiscn02-todemand.do)

事故情報データベースのシステム

トップ ヘルプ よくある質問 お問い合わせ

文字を標準に戻す 文字を大きくする

トップ > ご意見・ご要望

事故情報を検索・集計する

事故情報検索・集計

**ご意見・ご要望**

ご意見・ご要望について

事故情報データベースシステムに関するご意見・ご要望をお寄せください

- ※の項目は必ずご記入ください。
- 文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸文字、特殊文字は使用しないでください。
- ご意見・ご要望は、全角2,000文字以内（改行・スペースを含む）でお願います。
- 個別の事故事例に関するお問い合わせには応じられません。
- 皆さまから頂いた「ご意見・ご要望」につきましては、原則としてお答えしていませんが、今後のシステム改修の参考にさせていただきます。
- 実際に体験した事故情報・危険情報についてご相談したい場合はお近くの消費生活センターまでお願いします。

0570-064-370 消費者ホットライン  
<http://www.kokusen.go.jp/mac/index.html>

題名*	ライターアイデア
ご意見・ご要望*	ここにアイデアをご記入ください。
アンケート	本システムの改修につなげるため、以下のアンケートにご協力ください。



平成22年12月27日

## ライターに係る規制の開始等について

「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」（本年11月10日公布）及び関係省令等が、本日、施行されました。

これにより、特定のライターが規制の対象となるとともに、経過措置が終了する来年9月27日以降は技術基準を満たしたライター以外は市場で販売できなくなります。

また、ライターの規制開始については、製造、輸入及び販売等の関係団体に対して、制度周知に係る協力依頼を行いましたのでお知らせします。

### 1. 改正政令の概要

本政令は、使い捨てライター等による事故状況に鑑み、ライターを消費生活用製品安全法に基づく特定製品及び特別特定製品として追加するものです。

規制範囲は、ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）とし、いわゆる使い捨てライターと多目的ライター（点火棒）を対象としています。

また、経過措置が終了する来年9月27日以降は技術基準を満たしたライター以外は市場で販売できなくなります。

### 2. 改正省令等の概要

ライターについては、その技術基準等として、不注意による火炎の生成の可能性等を最小限にする構造（いわゆるチャイルドレジスタンス機能等）であること、火炎の高さが制限されたものであること等を要求しました。

### 3. 関係団体への周知

ライターの規制開始に併せて、製造、輸入及び販売等の関係団体（別紙参照）に対して、制度周知に係る協力依頼を行いました。

今後、消費者に対する周知を含め取り組んでいくこととしています。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省商務流通グループ製品安全課長 矢島 敬雅

担当者：近藤、河本

電話：03-3501-1511（内線：4301）

03-3501-4707（直通）

(別紙)

社団法人ショッピングセンター協会

社団法人新日本スーパーマーケット協会 エースワン、サンシャインチェーン本部、サンワザ

社団法人全国中小貿易業連盟 株式会社、須崎ショッピングセンター、セゾン、パルム

社団法人日本喫煙具協会

社団法人日本専門店協会

社団法人日本たばこ協会

社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

社団法人日本貿易会

社団法人日本ボランティア・チェーン協会

全国商工会連合会

全国たばこ販売協同組合連合会

全国中小企業団体中央会

日本商工会議所

日本スーパーマーケット協会 サンニート、サンシャインチェーン本部、須崎ストア

日本チェーンストア協会

日本チェーンドラッグストア協会 水戸薬局、オビドラッグ

日本百貨店協会

(五十音順)

ライター等を販売される皆様へ

## ライター等の販売規制の開始について

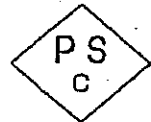
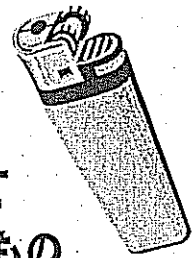
平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる使い捨てライターや多目的ライターの販売規制が開始されました。経過措置終了後の、平成23年9月27日以降にライター等を販売するにあたっては、以下の内容を確認するようお願いいたします。

### 1. 規制の概要

ライターや多目的ライター（点火棒）のうち、

- ・ 燃料の容器と構造上一体となっているものであって
- ・ 当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いたもの

については、本体にPSCマークが付されているものに限って販売が認められます。



⚠ 違反した製品を販売した場合、罰則等の対象となります。

☆PSCマークは、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが興味を持ちやすい玩具（ノベルティー）型でないことを規定しています。

### 2. 販売の際の注意事項

- (1) 今回の規制により、平成23年9月27日以降、これまで流通していたPSCマークのないライターは販売禁止となります。
- (2) 上記のマークを付された適正な製品を販売される場合においても、子どもに使わせないように注意喚起をして下さい。

⚠ 適正な製品には、事業者名称や以下の内容の注意事項等も表示されています。

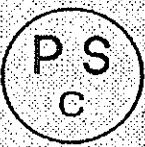

- ① 子供の手の届くところに置かないこと
- ② 50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと
- ③ 使用後、火炎が消えていることを確認すること

# 消費生活用製品安全法の概要

## 「特定製品」の指定による安全規制（PSCマーク制度）

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。

これらの規制対象品目は、製造又は輸入事業者に、技術基準適合の自己確認が義務づけられている**特定製品**とその中でさらに第三者機関の検査が義務づけられている**特別特定製品**があります。

	マーク	特定製品の名称	対象となる例
特定製品		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧力なべ</li> <li>・高圧力になる炊飯器</li> </ul>
		乗車用ヘルメット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オートバイ乗車用ヘルメット</li> <li>・原動機付自転車乗車用ヘルメット</li> </ul>
		登山用ロープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ザイル</li> </ul>
		石油給湯機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油給湯機</li> </ul>
		石油ふろがま	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油ふろがま</li> </ul>
		石油ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油ストーブ</li> </ul>
特別特定製品		乳幼児用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーベッド</li> </ul>
		携帯用レーザー応用装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レーザーポインター</li> <li>・レーザー照準器</li> <li>・レーザー光を放出するおもちゃ</li> </ul>
		浴槽用温水循環器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェットバス</li> <li>・24時間風呂</li> </ul>
		ライター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライター</li> <li>・多目的ライター(点火棒)</li> </ul>

このほか、消費生活用製品安全法には、製品事故が生じたときに事業者が国に事故の状況等を報告する**製品事故情報報告・公表制度**と経年劣化による事故を防ぐための**長期使用製品安全点検・表示制度**があります。

各制度の詳細は、消費生活用製品安全法のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

**PSCマーク**

**検索**

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課  
電話番号 03-3501-4707

## News Release

平成22年7月26日

消費者庁

こんにやく入りゼリー等による窒息事故の  
再発防止に係る周知徹底及び改善要請について

こんにやく入りゼリーを含む食品等による窒息事故の再発防止については、「食品SOS対応プロジェクト」において検討を進め、今般、「食品SOS対応プロジェクト報告」として取りまとめたところですが、この中で、多くのこんにやく入りゼリーについては、重篤な窒息事故につながり得るリスク要因を複数有していると指摘することが可能な知見が確認されたことを受け、再発防止に係る周知徹底及び改善要請を図る観点から、別添のとおり関係機関、関係団体等に通知しましたのでお知らせします。

## 【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課

柳澤、岩井

電話：03-3507-9263

FAX：03-3507-9290

消 安 全 第 1 8 1 号

平 成 2 2 年 7 月 2 3 日

各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

こんにゃく入りゼリー等による窒息事故の再発防止について

平素から消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解・御協力をいただきましてありがとうございます。

消費者庁においては、こんにゃく入りゼリーについて、窒息死亡事故の再発防止を図るため、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底について」（平成22年5月19日付け消安全第111号）等により、関係団体等に対して、個包装の警告表示の実施等表示の改善の徹底、物性、形状等の改善、店頭における注意情報の提供、子ども向け菓子売り場以外での販売等必要な措置を講ずるよう、協力要請を行っているところです。

さらに、その後に収集されたデータ、知見等に基づいて、今般、「食品SOS対応プロジェクト報告ーこんにゃく入りゼリーを含む食品等による窒息事故リスクの低減に向けてー」（平成22年7月16日）を取りまとめました。当該取りまとめにおいて、多くのこんにゃく入りゼリーについては、重篤な窒息事故につながり得るリスク要因（一口サイズで、十分に咀嚼しなくても気道へ運ばれる大きさ、吸い込んで食べるような構造、口腔内での滑りやすさ、噛み切りにくさ、崩れにくさ等）を複数有していると指摘することが可能との知見が確認されております。また、12才以下の子どもが窒息事故の被害者である場合、こんにゃく入りゼリーについては、重症以上に至ることが多い傾向が見られます。

貴職におかれては、関係施設等において、乳幼児や児童が食べないよう、周知いただくとともに、乳幼児や児童に対し提供されることのないよう、担当部署にも情報提供いただきますようお願い申し上げます。

また、今後、食品等による子どもの窒息事故の防止に資するため、広範な注意喚起・啓発を予定しており、その際併せて御協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、本件については、文部科学省及び厚生労働省にも情報提供させていただいておりますことを参考までに申し添えます。

消 安 全 第 1 8 2 号

平 成 2 2 年 7 月 2 3 日

(文部科学省大臣官房総務課長 殿)

(厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官 殿)

消費者庁消費者安全課長

### こんにゃく入りゼリー等による窒息事故の再発防止について

平素から消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解・御協力をいただきましてありがとうございます。

消費者庁においては、こんにゃく入りゼリーについて、窒息死亡事故の再発防止を図るため、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底について」（平成22年5月19日付け消安全第111号）等により、関係団体等に対して、個包装の警告表示の実施等表示の改善の徹底、物性、形状等の改善、店頭における注意情報の提供、子ども向け菓子売り場以外での販売等必要な措置を講ずるよう、協力要請を行っているところです。

さらに、その後に収集されたデータ、知見等に基づいて、今般、「食品SOS対応プロジェクト報告ーこんにゃく入りゼリーを含む食品等による窒息事故リスクの低減に向けてー」（平成22年7月16日）を取りまとめました。当該取りまとめにおいて、多くのこんにゃく入りゼリーについては、重篤な窒息事故につながり得るリスク要因（一口サイズで、十分に咀嚼しなくても気道へ運ばれる大きさ、吸い込んで食べるような構造、口腔内での滑りやすさ、噛み切りにくさ、崩れにくさ等）を複数有していると指摘することが可能との知見が確認されております。また、12才以下の子どもが窒息事故の被害者である場合、こんにゃく入りゼリーについては、重症以上に至ることが多い傾向が見られます。

貴職におかれては、関係施設等において、乳幼児や児童が食べないよう、周知いただくとともに、乳幼児や児童に対し提供されることのないよう、担当部署にも情報提供いただきますようお願い申し上げます。

また、今後、食品等による子どもの窒息事故の防止に資するため、広範な注意喚起・啓発を予定しており、その際併せて御協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、本件については、各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課並びに（文部科学省、厚生労働省）にも情報提供させていただいておりますことを参考までに申し添えます。

別紙送付先

消費者庁消費者安全課長

こんにゃく入りゼリー等による窒息事故の再発防止について

平素から消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解・御協力をいただきましてありがとうございます。

消費者庁においては、こんにゃく入りゼリーについて、窒息死亡事故の再発防止を図るため、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底について」（平成22年5月19日付け消安全第111号）等により、関係団体等に対して、個包装の警告表示の実施等表示の改善の徹底、物性、形状等の改善、店頭における注意情報の提供、子ども向け菓子売り場以外での販売等必要な措置を講ずるよう、協力要請を行っているところです。

さらに、その後に収集されたデータ、知見等に基づいて、今般、「食品SOS対応プロジェクト報告ーこんにゃく入りゼリーを含む食品等による窒息事故リスクの低減に向けてー」（平成22年7月16日）を取りまとめました。当該取りまとめにおいて、多くのこんにゃく入りゼリーについては、重篤な窒息事故につながり得るリスク要因（一口サイズで、十分に咀嚼しなくても気道へ運ばれる大きさ、吸い込んで食べるような構造、口腔内での滑りやすさ、噛み切りにくさ、崩れにくさ等）を複数有していると指摘することが可能との知見が確認されております。また、12才以下の子どもが窒息事故の被害者である場合、こんにゃく入りゼリーについては、重症以上に至ることが多い傾向が見られます。

つきましては、製造関係団体及び製造事業者等におかれては、引き続き個包装の警告表示の実施等表示の改善の徹底、及び物性、形状等の改善の促進を図るとともに、同種・類似の属性を有する食品の製造販売及び設計開発にあたりましても、併せて注意いただきますようお願い申し上げます。

また、流通関係団体等におかれては、店頭における注意情報の提供、子ども向け菓子売り場以外での販売等、必要な措置を講ずるよう周知徹底をお願い申し上げます。

なお、本通知は、別紙に掲げる団体等に送付されていますことを申し添えます。



(別紙) 送付先一覧

団 体 名
全国こんにやく協同組合連合会
全日本菓子協会
全国菓子工業組合連合会
全国菓子卸商業組合連合会
日本菓子BB協会
全国給食事業協同組合連合会
日本給食品連合会
全国小売市場総連合会
日本スーパーマーケット協会
日本小売業協会
日本百貨店協会
日本チェーンストア協会
(社)日本セルフ・サービス協会
(社)日本ショッピングセンター協会
オール日本スーパーマーケット協会
(社)日本フランチャイズチェーン協会
(社)日本ボランタリー・チェーン協会
協同組合セルコチェーン
全日食チェーン商業協同組合連合会
無添加食品販売協同組合
(社)日本加工食品卸協会
(社)日本外食品卸協会
日本生活協同組合連合会
日本チェーンドラッグストア協会
(社)日本輸入食品安全推進協会
(社)日本食品衛生協会
(社)日本通信販売協会



事 務 連 絡  
平成22年 8月 6日

各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課御中

消費者庁消費者安全課

プールの安全確保に係る周知徹底等について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、最近判明した排(環)水口における二重構造の安全対策が施されていないプールでの事故事案(事故原因については調査中)等にかんがみて、消費者安全情報総括官会議幹事会申合せにより、関係省庁(消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省)は連携して、全国のプールの安全確保のため、プールの安全標準指針(平成19年3月29日文部科学省・国土交通省決定)について、改めて全国の関係者に周知徹底を図っています(別紙)。

関係省庁から全国のプールの設置管理者に対しては、別紙のように要請をしておりますが、貴自治体において設置管理しているプールの安全確保について、担当部署に対して情報提供いただきますとともに、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願い申し上げます。

今後、対応状況につき適切にフォローアップを行うこととしております。貴自治体において設置管理しているプール等のフォローアップ(別添1)につき適宜御協力いただきますようお願い申し上げます。また、事故情報の収集等に遺漏なきよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件については、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省にも情報提供させていただいておりますことを参考までに申し添えます。

【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課  
柳澤・前田  
電話：03-3507-9201  
FAX：03-3507-9290



## プールの安全確保に係る周知徹底等について

平成22年8月2日  
消費者安全情報総括官会議  
幹事会 申合せ

最近判明した排(環)水口における二重構造の安全対策が施されていないかったプールでの事故事案(事故原因については調査中)等にかんがみて、関係省庁(消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省)は連携して以下の取組みを推進する。

関係省庁は、全国のプールの安全確保のため、プールの安全標準指針(平成19年3月29日文部科学省・国土交通省決定)について、別添の内容により、改めて全国の関係者に周知徹底を図ることとする。

上記指針は、設置管理者に対する技術的助言であり、法令上の義務を課すものではないこと及び本指針の適用範囲は、第一義的には学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象としているが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものであることを踏まえながら、プールの安全確保のため、各設置管理者の積極的な対応を促すとともに、対応状況につき適切にフォローアップを行うこととする。

(別添)

## 1. 概要

「プールの安全標準指針」を踏まえた安全確保のための自主点検等の対応を各設置管理者に対して要請

## 2. 要請方法

関係省庁から全国の水泳プールの設置管理者に下記により要請

【国立施設（独立行政法人、国立大学法人等の施設を含む。）】…各省庁

【公立施設】

- ・学校（私立学校を含む。）及び教育委員会所管施設…文部科学省
- ・都市公園…国土交通省
- ・その他の公立施設…総務省

【民間施設】

- ・市町村を經由した呼びかけ…総務省
- ・保健所を經由した呼びかけ…厚生労働省
- ・関係業界団体等を經由した呼びかけ…経済産業省等

なお、今回の点検も含め、関係省庁においては運用形態等を勘案し、適切にフォローアップを実施

## 参考 点検項目（例）

プールの安全確保のため、施設面、管理・運営面で重要と考えられる項目

### ①施設基準の適合状況

- (1) 排(環)水口の蓋等が、二重構造となっている等、適切な安全対策が施されているか
- (2) 排(環)水口の蓋等が、ネジ、ボルト等により適切な方法で固定されているか
- (3) 吐出口に、蓋等が設置されている等、適切な安全対策が施されているか

### ②管理体制の適合状況

- (1) 管理責任者が、プールの安全及び衛生に関する知識を有し、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者であるか
- (2) 衛生管理者が、プールの安全及び衛生に関する知識を有する者であるか
- (3) 監視員が、一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者であり、施設の規模に応じた十分な配置がなされているか
- (4) 救護員が、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者であり、施設の規模に応じた十分な配置がなされているか

### ③プール使用期間前の点検状況

プールの使用期間前に、点検チェックシートを用いて施設の点検を行い、必要な修理や部品交換等が適切になされているか

## 3. 実施時期

可能な限り速やかに実施

平成22年9月8日

消費者庁

## 電動車いす(ハンドル形)の使用に関する注意喚起について

高齢者等の戸外における移動手段として利用が増えている電動車いす(ハンドル形)で道路等から転落したと思われる死亡事故等が発生しています。

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として、昨年9月から本年8月までの間に8件、平成19年5月以降では35件の報告がありました。(火災事故3件を除く。)被害者のうち、年齢が70歳以上の方は27名(77%)。

これらの35件に関する事故調査の結果としては、製品に起因しない事故と判明22件、原因不明2件、原因調査中11件となっています。また、市場占有率等を考慮すると、特定の製品に偏らず事故は発生しているものと考えられます。

(参考)35件のうち、A社製22件、B社製6件、C社製2件、D社製2件、E社製2件、F社製1件

消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、電動車いす(ハンドル形)の使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意喚起を行うよう、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

## 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁 消費者安全課 中嶋、服部  
電話：03-3507-9204 FAX：03-3507-9290

平成22年9月8日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課殿  
独立行政法人国民生活センター・各消費生活センター殿

消費者庁消費者安全課

### 電動車いす(ハンドル形)の使用に関する注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

高齢者等の戸外における移動手段として利用が増えている電動車いす(ハンドル形)で道路等から転落したと思われる死亡事故等が発生しています。消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として、昨年9月から本年8月までの間に8件、平成19年5月以降では35件の報告がありました。(火災事故3件を除く。)被害者のうち、年齢が70歳以上の方は27名(77%)。

これらの35件に関する事故調査の結果としては、製品に起因しない事故と判明22件、原因不明2件、原因調査中11件となっています。また、市場占有率等を考慮すると、特定の製品に偏らず事故は発生しているものと考えられます。

(参考)35件のうち、A社製22件、B社製6件、C社製2件、D社製2件、E社製2件、  
F社製1件

消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、電動車いす(ハンドル形)の使用に関し、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますようお願いいたします。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

### 記

電動車いす(ハンドル形)の使用に際しては特に以下の点に御注意ください。

#### ○講習会について

- ・運転に慣れるため、製造・販売事業者等が行う運転講習会に参加する。
- ・新しい電動車いすに乗り換える、買い替える際も、必ず乗り方の指導を個別に受ける。

#### ○点検について

- ・取扱説明書に従って運転前には日常点検をする。
- ・バッテリーの残量を確認する。

#### ○運転時について

- ・道路の端には寄り過ぎない。
- ・クラッチを切って坂道を下らない。
- ・砂利道、滑りやすい場所、舗装されていない道では乗らない。
- ・踏切内では、線路に対して直角に渡り、脱輪しないように注意する。

【本件に係る連絡先】消費者庁消費者安全課 中嶋、服部

電話：03-3507-9204



## News Release

---

平成22年10月1日

消費者庁

### 介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足 などを挟む事故等に係る注意喚起について

本年9月6日に、介護ベッド用手すりで外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入り、重傷を負う事故が発生しました。

事故の原因については現在、調査中ですが、当該製品は、平成4年から平成12年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約15cm、横が約34cmのすき間がある構造でした。

そのため、同社は不意の動作により頭や首、手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成13年10月から当該製品のすき間を埋めるためのT字型の簡易部品を無償で配布していました。

しかしながら、事故が発生した施設では、同社からの数度の連絡及び直接の文書の手渡しにもかかわらず、すき間を埋めるための簡易部品の入手をしていませんでした。

パラマウントベッド株式会社が製造した介護ベッド用手すり

は、手すりのすき間に頭や首、手足など挟む事故等が、消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度の施行（平成19年5月）から、これまでに7件（死亡2件、重傷5件（うち、本件事故と同様な内容の重傷事故1件を含む。））発生しています。

また、同社以外の製品を含む介護ベッド用手すり全体では、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、これまでに計37件（死亡15件、重傷22件）発生しています。

消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、介護ベッド用手すりの使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意喚起を行うよう、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

（本発表資料の問合せ先）

消費者庁消費者安全課 担当：中嶋、服部

電話：03-3507-8800（大代表） 内線2266

<別添>

事務連絡

平成22年10月1日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課殿  
独立行政法人国民生活センター・各消費生活センター殿

消費者庁消費者安全課

介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足  
などを挟む事故等に係る注意喚起について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

本年9月6日に、介護ベッド用手すりでも外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入り、重傷を負う事故が発生しました。

事故の原因については現在、調査中ですが、当該製品は、平成4年から平成12年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約15cm、横が約34cmのすき間がある構造でした。

そのため、同社は不意の動作により頭や首、手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成13年10月から当該製品のすき間を埋めるためのT字型の簡易部品を無償で配布していました。

しかしながら、事故が発生した施設では、同社からの数度の連絡及び直接の文書の手渡しにもかかわらず、すき間を埋めるための簡易部品の入手をしていませんでした。

パラマウントベッド株式会社が製造した介護ベッド用手すりでは、手すりのすき間に頭や首、手足など挟む事故等が、消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度の施行（平成19年5月）から、これまでに7件（死亡2件、重傷5件（うち、本件事故と同様な内容の重傷事故1件を含む。））発生しています。

また、同社以外の製品を含む介護ベッド用手すり全体では、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、これまでに計37件（死亡15件、重傷22件）発生しています。

消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、介護ベッド用手すりの使用に係る注意点について、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますようお願いいたします。

都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

## 記

### 介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る注意喚起について

#### 1. 事故事象及び再発防止策について

本年9月6日に、介護ベッド用手すりで外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入り、重傷を負う事故が発生しました。

事故の原因については現在、調査中ですが、当該製品は、平成4年から平成12年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約15cm、横が約34cmのすき間がある構造でした。

そのため、同社は不意の動作により頭や首、手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成13年10月から当該製品のすき間を埋めるためのT字型の簡易部品を無償で配布していました。

しかしながら、事故が発生した施設では、同社からの数度の連絡及び直接の文書の手渡しにもかかわらず、すき間を埋めるための簡易部品の入手をしていませんでした。

パラマウントベッド株式会社が製造した介護ベッド用手すりでは、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度の施行（平成19年5月）から、これまでに7件（死亡2件、重傷5件（うち、本件事故と同様な内容の重傷事故1件を含む。））発生しています。また、同社以外の製品を含む介護ベッド用手すり全体では、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、これまでに計37件（死亡15件、重傷22件）発生しています。

日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会においては介護ベッド用手すり等による事故等についての注意喚起及び安全使用の情報の普及をチラシやホームページ等を使用して両会及び会員事業者共同で実施するとともに、全国の福祉用具貸与事業者、居宅介護支援事業所を通じて利用者に伝達する取組みを行っています。

#### 事故事象

管理番号	A201000531
事故発生日	平成22年9月6日
報告受理日	平成22年9月21日
機種・型式	KA-089
事業者名	パラマウントベッド株式会社
被害状況	重傷1名
事故発生都道府県	神奈川県

事故内容	<p>施設で当該製品の外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入った状態で発見され、骨折と診断された。</p> <p>事故の原因については現在、調査中であるが、当該製品は、平成4年から平成12年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約15cm、横が約34cmのすき間がある構造であった。そのため、同社は不意の動作により頭や手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成13年10月から当該製品のすき間を埋めるためのT字型の簡易部品を無償で配布していた。製造事業者は無償配布の案内を当該施設に対して度々行っていたが、施設では簡易部品の入手を行っていなかった。</p> <p>なお、当該製品は、製造・出荷時の日本工業規格（JIS）に適合している。</p>
------	---

(日本福祉用具・生活支援用具協会)

ホームページ：<http://www.jaspa.gr.jp/news/080205.pdf>

(医療・介護ベッド安全普及協議会)

ホームページ：<http://http://www.bed-anzen.org/>

## 2. 消費者への注意喚起

介護ベッド用手すりにおいては、従来から、手すりの内側のすき間やベッドとの間に生じる外側のすき間に身体の一部を挟み込む等の重大な事故が発生しています。

介護ベッド用手すりは、製品の性質上、身体に関わる全ての挟み込みリスクをゼロにすることは困難な状況です。同様の製品の利用者及び利用者を介護する方は、取扱説明書安全使用マニュアル（医療・介護ベッド安全普及協議会編集）等に記載されている注意事項を今一度、確認して、挟み込みのリスクを認識し、正しく使用してください。

また、平成21年3月に介護ベッドの日本工業規格（JIS）が改正され、頭部や首の挟み込み事故を防ぐためのすき間の基準強化が図られています。安全のため、可能な限り改正されたJISに対応した製品を御使用ください。

特に、介護ベッド上で予測できない行動をとる可能性がある利用者や、自力で危ない状態から回避することができない利用者には、介護される方において、事業者の配布する簡易部品を入手されるなどすき間を埋めることで事故を防止するための工夫をしてください。

各製造事業者は、すき間を埋めるための部品を配布しています。すき間に頭部などが入り込むおそれのある製品を使用している場合は速やかに製造事業者に連絡し、簡易部品を入手した上で、必ず取付けて使用してください。その他、

製品の使用に際して、不具合や不安等がある場合には、製造事業者又販売事業者等に相談してください。

医療・介護ベッド安全普及協議会 会員企業

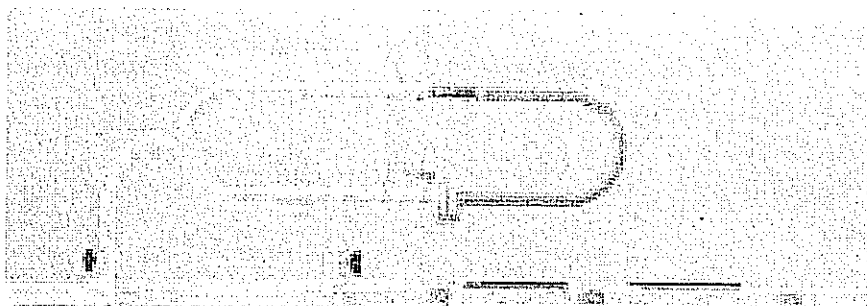
- ・シーホネンス株式会社  
電話 : 0120-20-1001  
ホームページ : <http://www.seahonence.co.jp/>
- ・パラマウントベッド株式会社  
電話 : 0120-36-4803  
ホームページ : <http://www.paramount.co.jp/>
- ・株式会社プラッツ  
電話 : 0120-77-3433  
ホームページ : <http://www.platz-ltd.co.jp/>
- ・フランスベッド株式会社  
電話 : 0120-39-2824  
ホームページ : <http://www.francebed.co.jp/>
- ・株式会社モルテン  
電話 : 03-3625-8510  
ホームページ : <http://www.molten.co.jp/health>
- ・株式会社ランダルコーポレーション  
電話 : 048-475-3662  
ホームページ : <http://www.lundal.co.jp/>

【本件に係る連絡先】

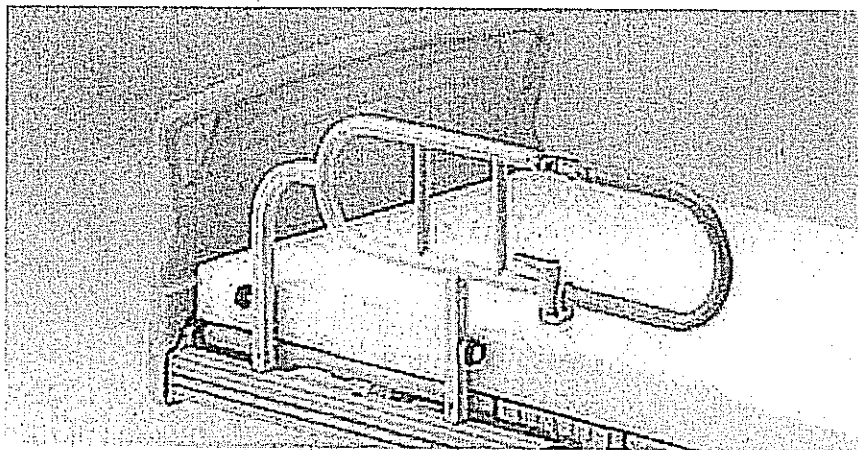
消費者庁消費者安全課 担当：中嶋、服部  
電話：03-3507-8800（大代表） 内線2266

介護ベッド用手すり（管理番号：A201000531）

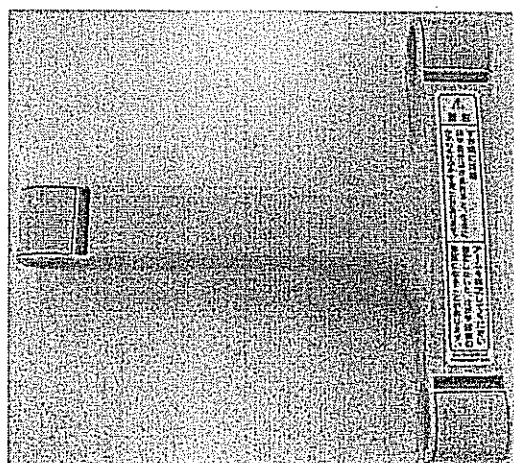
（製品本体）



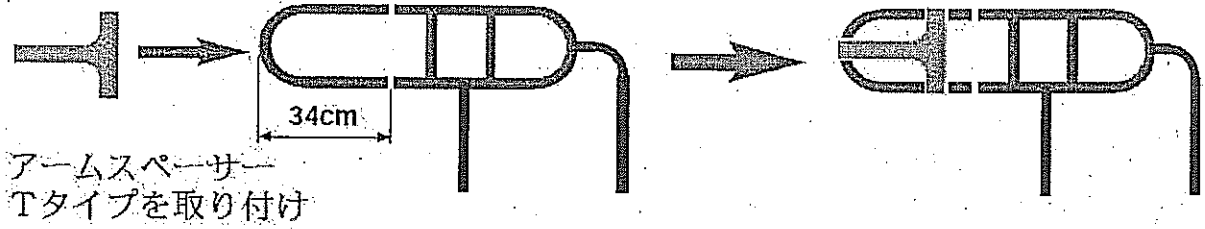
（ベッドへの取り付け図）



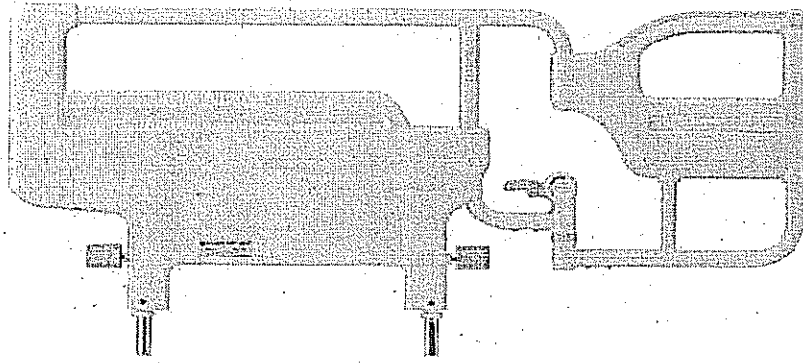
（すき間を埋めるためのT字型簡易部品）



(簡易部品の装着後の図)



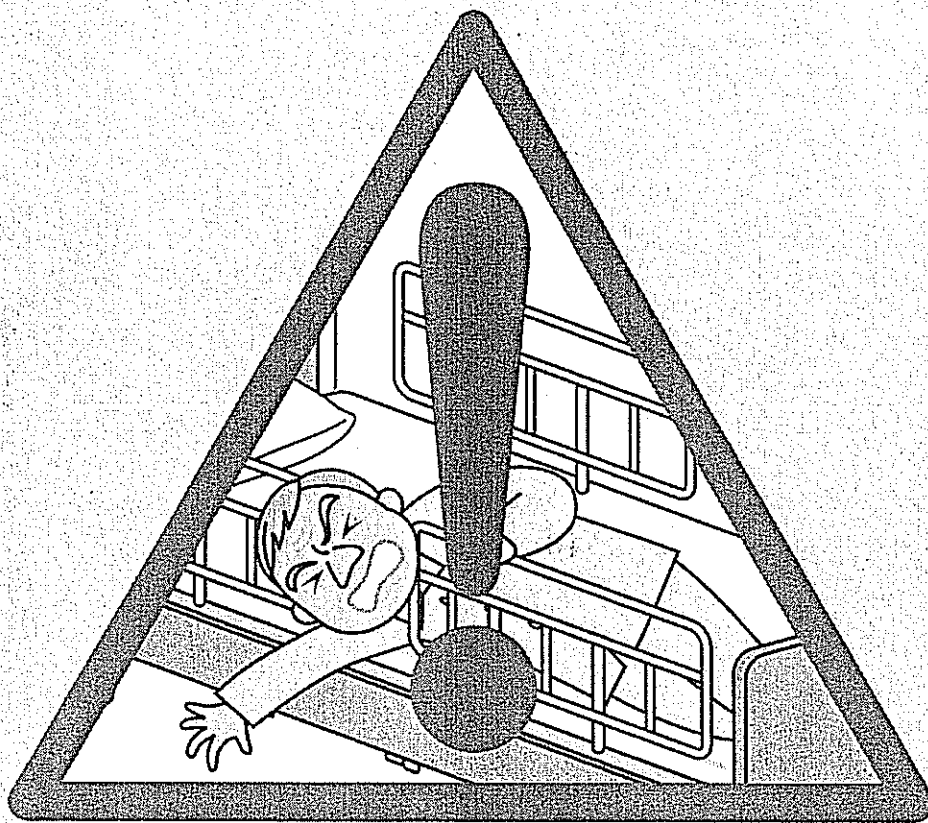
(平成21年のJIS規格改訂後の製品)





# 介護ベッド ここが危ない!!

あなたの介護ベッドに危険なすき間が潜んでいる?



## ご注意!

誤使用や想定外の使い方により介護ベッドの事故が増加しています。

### 今すぐ確認と対策を!

発行

医療・介護ベッド安全普及協議会

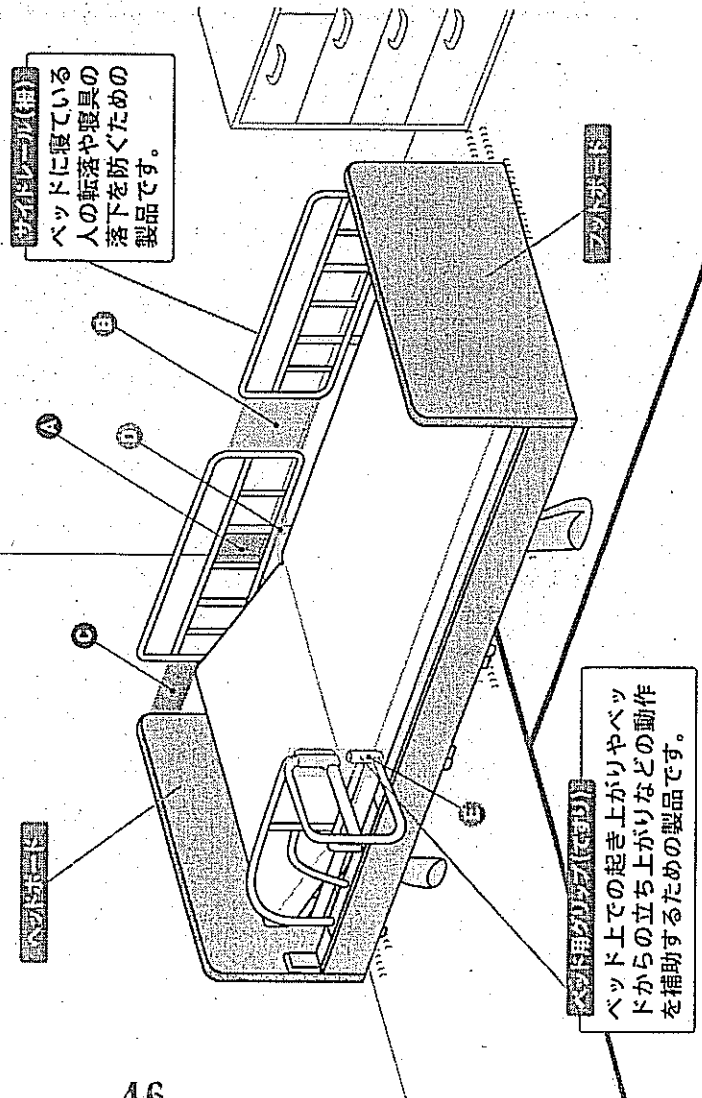
# 介護ベッドまわりの事故の現状

## ここが危ない!

近年、介護ベッド関連の死亡・重傷事故が増えています。事故の多くは危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

### サイドレール関連 36件

- ㊦ サイドレール内のすき間
- ㊧ サイドレールとサイドレールのすき間
- ㊨ サイドレールとボードのすき間
- ㊩ サイドレールとマットのすき間
- ㊪ ベッド用グリップの固定レバーなど



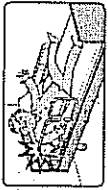
■ 2007年5月14日～2010年8月31日累計  
消費生活用製品安全法に基づく重大事故として報告されたもの  
※ 重大事故：死亡、負傷または疾病であってこれらの治療に要する期間が30日以上等  
■ 経済産業省による調査の結果、36件中22件が「製品に起因しない事故」と判断されています。

# こんな事故が起きています

## サイドレール・ベッド用グリップのすき間の事故

**15件**

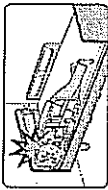
サイドレールの中に頭、腕や足が入り重傷・死亡した。



- 頭が入った
- 腕が入った
- 足が入った
- 鉄製の状態で寝き上がった時に「体をねじった」

**4件**

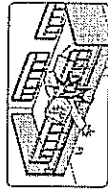
サイドレールとボードのすき間に首がはさまり重傷・死亡した。



- ベッド用グリップを逆に取り付けた。

**5件**

サイドレールとサイドレールのすき間に首がはさまり重傷・死亡した。



- ベッドとサイドレールのメーカーが違ふ
- サイドレールとベッド(マットレス)のすき間

**3件**

サイドレールとマットやベッドフレームの間に首がはさまり重傷をおった。



- 90cm幅対応のベッドに83cm幅のマットを使用した
- ベッドとサイドレールのメーカーが違ふ

## ベッド用グリップの固定ノブ・レバー関連事故

**3件**

着衣がベッド用グリップの固定レバーに引っかかり窒息により死亡。



- この部分に引っかかる
- その他

**3件**

首振りの固定レバーが外れ、転倒・骨折した。



- 固定されておらず首振り部が自由に動き、転倒・骨折した。
- この部分の未固定によるもの

## その他介護ベッドの事故

**13件**

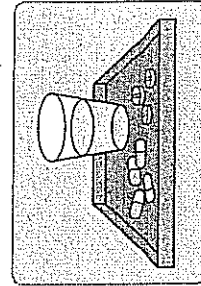
ベッド本体と他の物とのすき間にはさまれた事故、ベッドのフレーム内にはさまれた事故。



## 事故多発時間帯

夜10時～朝8時

事故の多くは夜から朝に起きています。



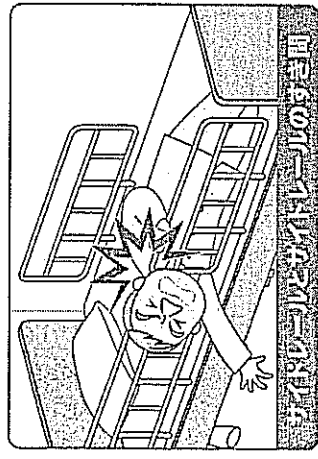
身体や意識がはつきりしていない時間帯にトイレに行こうとして、ベッドからの転倒や移動中の転倒事故が多発しています。特に睡眠薬を服用している場合は身体状況が不安定になり転倒しやすくなります。(医師の指導を守ってください)

# あなたの注意で事故は未然に防げます。チエックリストで確認を!

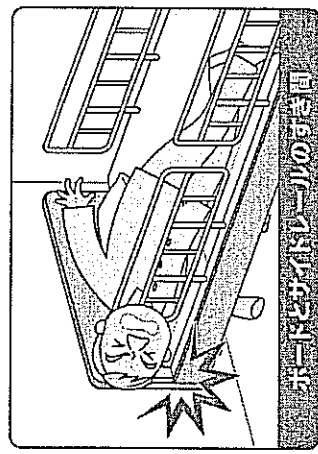
すき間  チエック①

認知機能障害など予測できない行動をとる方や片マヒなどの障がいがある方は、特にサイドレールのすき間の注意して下さい。

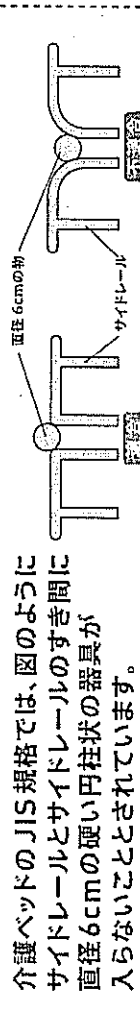
すき間に首が入り込む事故が多発しています。



サイドレールとサイドレールのすき間



ボードとサイドレールのすき間



介護ベッドのJIS規格では、図のようにサイドレールとサイドレールのすき間に直径6cmの硬い円柱状の器具が入らないこととされています。

すき間があるときの解決策

■ ヘッドボードとサイドレールのすき間をクッションなどを入れてうめましょう。

■ スペースナーなどによりサイドレールとサイドレールの間にはさまらないようにしましょう。

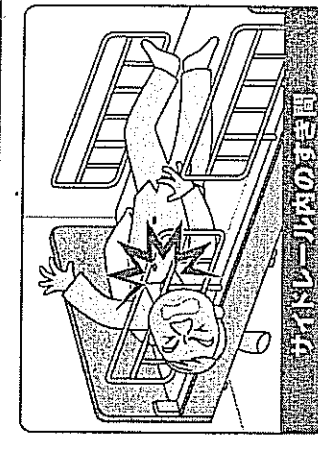
※ メーカーにより対応が異なります。詳しくはメーカーにご確認下さい

■ 危険なすき間がないサイドレールに交換しましょう。

すき間  チエック②

12cm以上のすき間があると、サイドレールの用部材が入り込む危険があります。

12cm以上のすき間があると

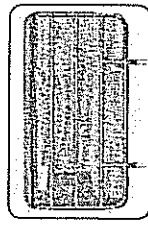


サイドレール内のすき間

解決策

安全確認スケールを当てて、直径12cmの硬い物が入るすき間がないか計測しましょう。

すき間があるときの解決策



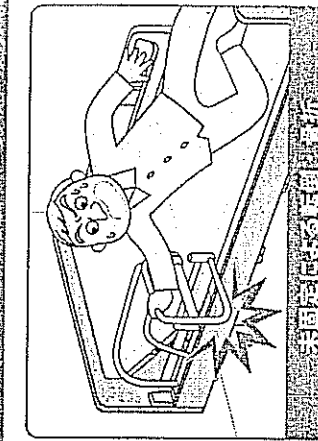
をご利用ください。

※ メーカーにより対応が異なります。詳しくはメーカーにご確認下さい

固定  チエック③

ベッド用グリップの固定を確認していますか?

しっかり固定していません



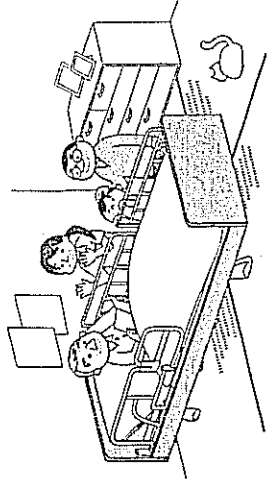
手掴み部分の固定

解決策

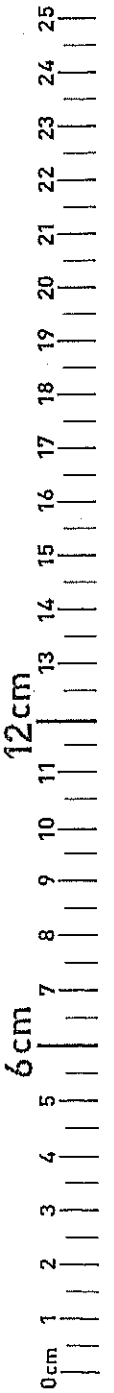
首振り機構の固定、ベッドへの固定は確実にですか?

その他  チエック④

取扱説明書をよく読んで正しく使いましょう。



安全確認スケール  すき間確認にご利用ください。



## 最新のベッドはどうなっているの？

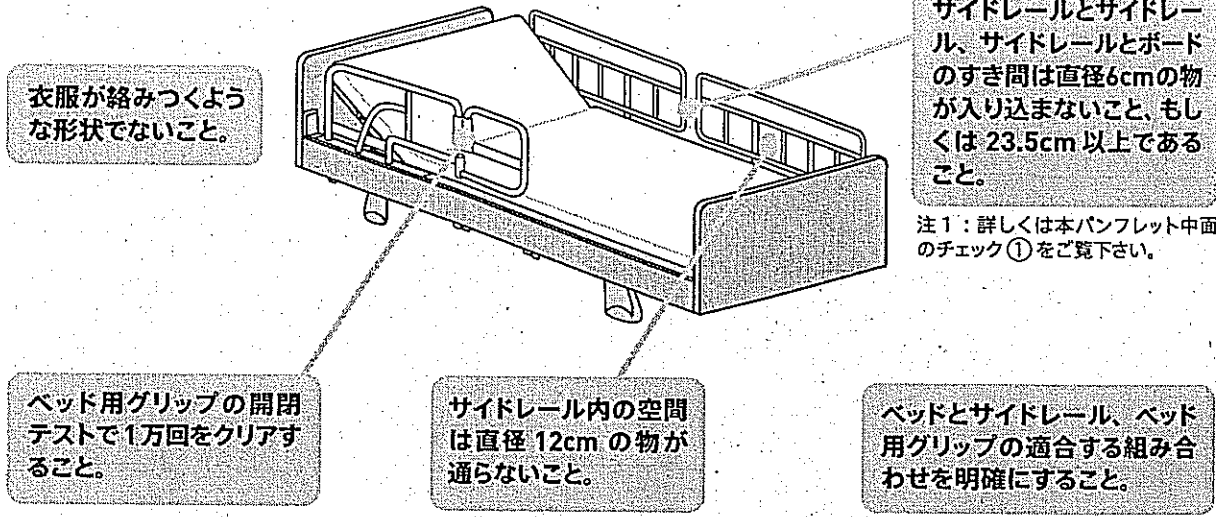
JIS T9254:2009



【JISマーク表示例】

2009年3月に介護ベッドのJIS規格が改定され、サイドレールとサイドレールのすき間だけでなく、安全に関わる数十項目が厳しく規定されました。

代表例 (JIS規格文を要約しています)



## 最新のJISマーク付きのベッドでは事故は起きないの？

JISマーク付きの製品は、その製品が一定の品質や性能を確保していることを証明するものですが、使い方を誤ると重傷や死亡に至る事故は発生します。取扱説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

## 医療・介護ベッド安全普及協議会とは

医療介護ベッドのメーカーにより2002年12月に設立されました。ベッドを安心して使用して頂くためのハンドブックやマニュアルを作成し、ホームページに掲載しております。

最新情報はここらからご確認下さい

【ホームページ】 <http://www.bed-anzen.org>

【お問い合わせ先】 03-3648-5510

■ 協議会会員名簿 (あいうえお順)

協議会会員名	お問い合わせ先	ホームページ
シーホネンス株式会社	0120-20-1001	<a href="http://www.seahonence.co.jp/">http://www.seahonence.co.jp/</a>
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	<a href="http://www.paramount.co.jp/">http://www.paramount.co.jp/</a>
株式会社プラッツ	0120-77-3433	<a href="http://www.platz-ltd.co.jp/">http://www.platz-ltd.co.jp/</a>
フランスベッド株式会社	0120-39-2824	<a href="http://www.francebed.co.jp/">http://www.francebed.co.jp/</a>
株式会社モルテン	03-3625-8510	<a href="http://www.molten.co.jp/health">http://www.molten.co.jp/health</a>
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	<a href="http://www.lunda1.co.jp">http://www.lunda1.co.jp</a>

お使いのベッドのお問い合わせは各メーカーへ！

発行年月 2010.09.24

# News Release

平成 22 年 10 月 22 日  
消 費 者 庁

## エアゾール式簡易消火具の破裂事故について

ヤマトプロテック株式会社が製造したエアゾール式簡易消火具について、消費者庁が発足した平成21年9月から本年10月20日までの間、関係行政機関から80件、地方公共団体から9件の消費者安全法に基づく消費者事故等の通知がありました。これらは、本年9月・10月の2か月だけでも18件に及んでいます。

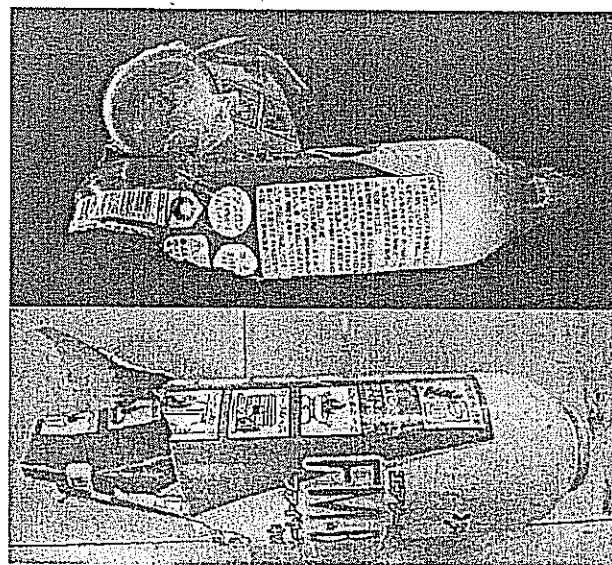
これらの事故は、いずれも当該製品の変形や液漏れ・亀裂、破裂などであり、消費者の生命や身体に重大な被害をもたらしたものではありませんでした。

消費者庁が同社に改めて確認したところ、同社としては、これまでに関係機関との協力のうえ原因究明の調査を行い、「主原因は充填薬剤に対する内面塗膜の耐薬剤性がよくなかったこと」としており、平成17年7月以降、同社において製品を特定し、対象製品約184,000本の自主回収を実施しているところです。

しかしながら、同社によれば、本年10月12日時点で、回収又は廃棄が確認された当該製品は61,744本で（このうち、破裂などの事故が3,832件）、残りの約120,000本が未確認となっており、これらのうちのかなりの部分がまだ廃棄されていない状態にあると考えられるとのことです。



自主回収対象製品



自主回収対象製品の破裂時の写真

(提供：ヤマトプロテック株式会社)

このような状況を踏まえ、消費者庁としては、エアゾール式簡易消火具を購入等したことのある消費者に対し、今一度、確認を呼び掛け、対象製品を有している場合には速やかに同社に回収を求めよう、別添のとおり注意喚起することとしました。

また、消費者庁としては、同社に対し、当該製品の破裂などによる消費者の生命や身体への被害の発生の防止のために、

1. 当該製品を有する消費者からの電話による問い合わせなどにより確実にかつ速やかに対応できる体制を強化し（例：電話回線の増強など）、当該製品の回収又は廃棄をさらに積極的に行う（例：連絡元への訪問回収の強化など）とともに、
2. 関係流通事業者の協力なども得ながら、消費者に対して回収のための同社の連絡先などの周知に取り組むよう（例：チラシやポスターなどの掲示、消費者からの回収の要請の取次ぎの充実など）、

要請を行いました（なお、同社からは、本日以降の電話受付として、平日の夜間及び土日祝日の体制を整えたとの連絡がありました）。

併せて、消費者庁としては、これらの同社の取組みについて、当該製品の流通に係る事業者団体や地方公共団体、消費者団体などに対して周知の協力を要請することとしました。

問い合わせ先
消費者庁政策調整課
政策企画専門官 岡本
主査 山形
電話：03-3507-9187

エアゾール式簡易消火具（スプレー缶タイプの消火具）の破裂事故に注意  
～ヤマトプロテック社製のエアゾール式簡易消火具の破裂事故が発生しています！～

平成22年10月22日

消費者庁

ヤマトプロテック社製のエアゾール式簡易消火具の破裂事故が発生しています。

当該エアゾール式簡易消火具は、製造工程上の不具合が原因で、容器内部の充填薬剤によりアルミニウム容器の腐食が進行し、この腐食反応により発生した水素ガスが容器内圧を高め、破裂事故に至る場合があります。

破裂により容器の破片や消火薬剤が飛び散ることではけがをしたり、破裂時の音が原因で耳鳴りが起きるなど、重大な人身事故が発生する可能性もあり、大変危険です。

特に、高温になる場所などに設置している場合には腐食の進行が始まるおそれがあります。

過去に、エアゾール式簡易消火具を購入された覚えのある方は、購入された製品が下表の対象製品であるかどうか、今一度の確認をお願いいたします。

お持ちの製品が下表の対象製品であった場合は、それ以上製品に触れず、同社に連絡し、回収を求めてください。


#### ヤマトプロテック株式会社の連絡先


土・日・祝日を除く平日 9時～17時の連絡先 : 0120-801-084

夜間（平日17時以降）及び土・日・祝日の緊急連絡先 : 072-361-2101

ホームページ : <http://www.yamatoprotec.co.jp/>

対象製品（ヤマトボーイKT（台所用）、FMボーイk（ファイヤーマンボーイ））

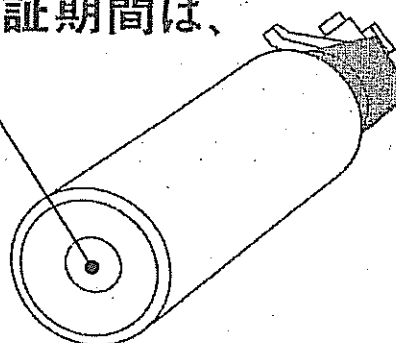
ヤマトボーイKT（台所用）		
	製造ロット番号	品質保証期間
	KO331	2005.01/2005.02
	KN326	2005.02
	KD317	2005.03
	K1426	2005.04
	K2407	2005.05
	K2420	2005.05
	K3407	2005.06
	K3419	2005.06
	K4422	2005.07
	K7424	2005.10

FMボーイk (ファイヤーマンボーイ)		
	製造ロット番号	品質保証期間
	KN301	2005. 02
	KN322	2005. 02
	KD319	2005. 03
	K1425	2005. 04
	K2408	2005. 05
	K2421	2005. 05
	K3406	2005. 06
	K3418	2005. 06
	K4423	2005. 07
	K7425	2005. 10

製造ロット番号と品質保証期間は、缶底に表示しています。

例えば、2005年10月に品質保証期間が過ぎる場合、以下のように記載されています。

2005. 10



～こんな場所に置き忘れていませんか？破裂事故現場から～

- 台所のシンクの下
- ガスコンロの側
- 引き出しやクローゼットの中
- 物置、納戸
- 掃除用具入れ
- 出窓の上

問い合わせ先

消費者庁政策調整課

政策企画専門官 岡本

主査 山形

電話：03-3507-9187



## News Release

平成22年12月1日  
消費者庁

## 本棚等の転倒防止策について

消費者庁においては、昨年10月に札幌市の古書店において本棚が転倒し、消費者が負傷する事故が発生したこと等を受け、今後の類似事故の発生を防止するため、関係機関等と連携を図り、その防止策について検討を行ってきたところです。

今般、本棚等の通常使用時における転倒防止策を取りまとめ、各都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当部局並びに関連団体に対し、別添のとおり情報提供しましたのでお知らせします。

## 【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課  
柳澤、岩井  
電話：03-3507-9263  
FAX：03-3507-9290

消 安 全 第 2 7 8 号  
平 成 2 2 年 1 2 月 1 日

各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課長殿

消費者庁消費者安全課長  
(公 印 省 略)

## 本棚等の転倒防止策について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

平成 21 年 10 月に札幌市の古書店において本棚が転倒し、消費者が負傷する事故が発生しました。また、他にも類似事故の発生が見受けられます。

消費者庁としては、今後の類似事故の発生を防止するため、関係者等からヒアリングを行うとともに、本棚の振動実験を実施したところ（実験概要は別紙参照。）

今般、これらの結果を踏まえて、本棚等の通常使用時における転倒防止策を下記のとおり取りまとめましたので、貴都道府県内の市区町村内の公民館、図書館、学校等に周知をしていただきますようお願い致します。

## 記

## 1. 棚の選定等

- ・ 転倒に対し安定性があり、収納物に応じ十分な強度を有する部材で構成される棚を選定する。
- ・ 棚は下部に重心をもち奥行きを備えた構造が望ましく、また、収納に際しても極力重い物を下部に収納することで、重心を下げる。

## 2. 棚の設置

- ・ 十分な強度を有する床、柱等に固定することを原則とし、固定方法については製造者等施工の専門家と相談する。
- ・ 建物床面が平らでない場合は、棚に歪みが生じないように補正を行う。
- ・ 自立して使用する（壁等への固定が無い）場合は、棚の高さや奥行きを考慮して、以下を参考に安定性を充分確保する（建物床面の補正状況等を考慮し、奥行きは慎重な評価が必要）。

$B/\sqrt{H} \leq 4$  の時は家具同士を連結したうえで、床、壁への固定を行うこと

(B=奥行き、H=高さ (単位 cm))

(注) 上式は従前 (社) 日本オフィス家具協会において箱物 (箱型の棚) 転倒防止基準とされていたが、今回の振動実験により有用性が確認された

- ・ 転倒の危険性がある場合は、棚同士を連結したうえで、十分な強度を有する床等への固定により棚転倒を防止する。
- ・ 人による接触等が生じないように、通路は 90cm 以上を確保する。

(社) 日本オフィス家具協会会長  
(社) 日本家具産業振興会会長  
(社) 日本通信販売協会会長  
日本書店商業組合連合会会長  
全国古書籍商組合連合会会長  
リサイクルブックストア協議会会長  
あて

消費者庁消費者安全課長  
(公印省略)

### 本棚等の転倒防止策について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

平成21年10月に札幌市の古書店において本棚が転倒し、消費者が負傷する事故が発生しました。また、他にも類似事故の発生が見受けられます。

消費者庁としては、今後の類似事故の発生を防止するため、関係者等からヒアリングを行うとともに、本棚の振動実験を実施したところです(実験概要は別紙参照。)

今般、これらの結果を踏まえて、本棚等の通常使用時における転倒防止策を下記のとおり取りまとめましたので、関係事業者に周知をしていただきますようお願い致します。

### 記

#### 1. 棚の選定等

- ・転倒に対し安定性があり、収納物に応じ十分な強度を有する部材で構成される棚を選定する。
- ・棚は下部に重心をもち奥行きを備えた構造が望ましく、また、収納に際しても極力重い物を下部に収納することで、重心を下げる。

#### 2. 棚の設置

- ・充分な強度を有する床、柱等に固定することを原則とし、固定方法については製造者等施工の専門家と相談する。
- ・建物床面が平らでない場合は、棚に歪みが生じないように補正を行う。
- ・自立して使用する(壁等への固定が無い)場合は、棚の高さや奥行きを考慮して、以下を参考に安定性を充分確保する(建物床面の補正状況等を考慮し、奥行きは慎重な評価が必要)。

$B/\sqrt{H} \leq 4$ の時は家具同士を連結したうえで、床、壁への固定を行うこと

(B=奥行き、H=高さ(単位cm))

(注) 上式は従前(社)日本オフィス家具協会において箱物(箱型の棚)転倒防止基準とされていたが、今回の振動実験により有用性が確認された

- ・転倒の危険性がある場合は、棚同士を連結したうえで、充分な強度を有する床等への固定により棚転倒を防止する。
- ・人による接触等が生じないように、通路は90cm以上を確保する。

## 本棚の転倒実験概要について

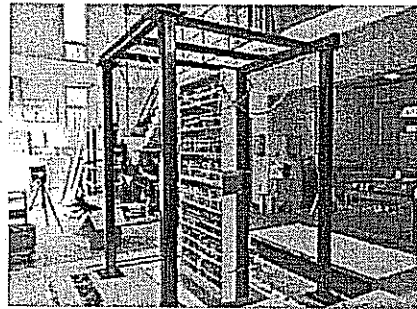
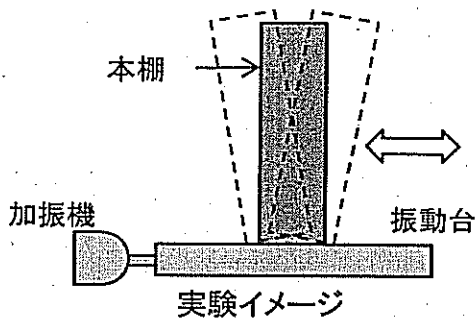
### 1. 目的

振動実験台を用いて、本棚の形状や床条件、収納状況等を変化させ、通常使用時における本棚の転倒防止に関する考え方を調べる

### 2. 実験方法

#### (1) 振動条件

- sin半波で、振動数(0.5Hz~10Hz)や加速度(入力レベル1~10)を変化させるとともに、通常使用時を想定し人による衝撃実験等と比較



実験風景

#### (2) 実験ケース

- 表-1に示すように床素材(Pタイル・カーペット(C)タイル)や書物の収納方法(全収納・中位置重心・低位置重心)や本棚の奥行きや高さを変化
- (社)日本オフィス家具協会における箱物転倒防止基準を参考に安定性を評価



2段重ねの場合、上下を連結

$$\frac{B}{\sqrt{H}} \leq 4$$

の時は、家具同士を連結したうえで、床、壁への固定  
(B=奥行き、H=高さ、単位cm)

日本オフィス家具協会 箱物転倒防止基準  
(参考 日本建築学会大会学術講演梗概集 石山ら, 1979年9月)

### 3. 結果

各ケースにおける本棚の挙動を以下に示す

表-1 実験ケース及び結果

ケース	床	収納	段	列	B/√H	振動数(Hz)											
						0.5	0.7	1.0	1.2	1.5	1.7	2.0	2.5	3.0	5.0	10.0	
1	Pタイル	全収納	1	3	4.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2			2	1	1.0	△	△	△	△	△	○	×	×	×	×	○	
3			2	2	2.1	○	○	△	△	△	○	○	×	○	○	○	
4			2	4	4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5			中位置	2	2	2.1	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○
6			低位置	2	2	2.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	Cタイル	全収納	2	2	2.1	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	
8			2	4	4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

Lv: 入力レベル

中位置重心: 全8段中3~6段目に本を収納

低位置重心: 全8段中6~8段目に本を収納

凡例 ○: 安定(本棚がほぼ浮き上がらない)

△: 不安定(本棚が浮き上がるが元に戻る)

×: 転倒(本棚が転倒する)

平成22年12月21日  
消費者庁

## おむつ交換台からの転落による事故の防止について

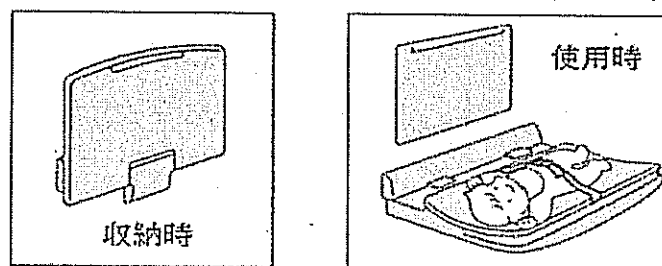
本年11月24日、鹿児島市から消費者庁に対し、消費者安全法に基づき、おむつ交換台からの転落に係る消費者事故等が発生した旨の通知がありました。これによれば、保護者が生後4か月の女児を公共施設のトイレに設置されているおむつ交換台に乗せて付属の安全ベルトを締めた上で、男児に小用をさせていたところ、女児がおむつ交換台から転落して頭部を打撲したとのことです（医療機関での精密検査の結果、異常は認められなかったとのこと。）。

この通知を受けて、類似の事故について独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談や情報を消費者庁で確認したところ、おむつ交換台から乳児が転落したとする事故の相談や情報が過去5年間で17件寄せられていることが分かりました（いずれも非重大事故）（別添1）。

今回の事例では、おむつ交換台の上部には転落防止に関する「警告表示」（「ベルトは横ずれ防止のためであり、お子様の転落を防止するものではありません。」）があったとのことであり、また、これまでも、おむつ交換台からの転落事故の防止については、経済産業省や独立行政法人国民生活センター、製造事業者などの取組がなされているところです（参考参照）。それにもかかわらず、今回の事例が発生したことを踏まえて、消費者庁としては、子どもの事故を防止する観点から、

- ① 以下のとおり改めて消費者の注意を喚起するとともに、
- ② 関係省庁及び都道府県等を通じて地方公共団体などが管理・運営する公共施設（例：保健センター、公民館など）や事業者が管理・運営する集客・商業施設など（例：駅や空港などのターミナルビル、デパート、遊園施設など）に設置されているおむつ交換台に関し、目に付くところへの警告表示の貼付の徹底や点検の実施等を施設管理者へ要請することとしましたのでお知らせします（別添2及び別添3）。

【おむつ交換台のイメージ図】（提供：独立行政法人国民生活センター）



【「警告表示」の例】（提供：TOTO株式会社及びコンビウイズ株式会社）



《公共施設等に設置されている「おむつ交換台」を使用される方へ》

おむつ交換台はおむつの交換が目的です。お子様の転落を防ぐためには、以下のことにご注意ください。

- お子様をおむつ交換台に乗せたまま、その場を離れないようにしましょう。
- お子様をおむつ交換台に乗せている際は、目を離さないようにしましょう。
- ベルトを締めていても、ベルトから抜け出して転落することがあります。
- おむつ交換台にガタつき等がある場合は使用せず、施設の管理者へ連絡しましょう。

問い合わせ先

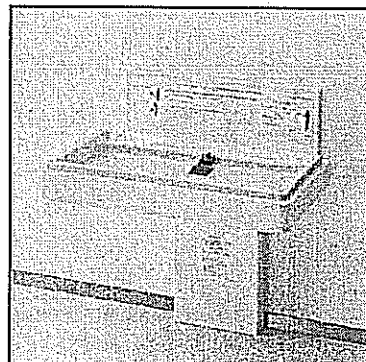
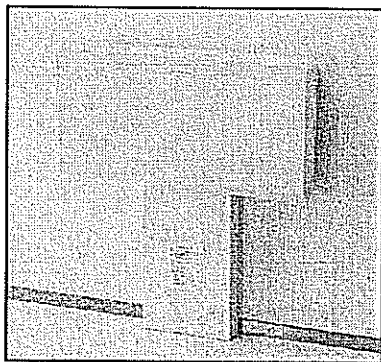
消費者庁政策調整課

太斉、小泉

電話：03-3507-9261

(参考) おむつ交換台からの転落事故の防止に関する取組事例

- 経済産業省から商業施設の業界団体等に対して、おむつ交換台に関する警告表示の徹底及び点検等に関する要請を行っています（平成19年7月）。
- 独立行政法人国民生活センターにおいて、資料「折りたたみ式オムツ交換台からの転落に注意！！」を公表し、保護者に対して、おむつ交換台の利用はおむつ交換時だけとし、乳幼児から極力目や手を離さないよう注意喚起しています（平成19年10月）。
- 新製品の改良も進んでいます。乳幼児の寝返りや蹴り上がりに配慮してシート全面をやわらかいクッションで囲んだ新製品も開発されており、「第4回キッズデザイン賞少子化対策担当大臣賞」を受賞した製品もあります。



(提供：TOTO株式会社)

各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁政策調整課長  
(公印省略)

おむつ交換台からの転落事故の防止に関する周知について(依頼)

平素より消費者行政の推進に当たっては格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年11月24日、鹿児島市から消費者庁に対し、消費者安全法に基づき、おむつ交換台からの転落に係る消費者事故等が発生した旨の通知がありました。これによれば、保護者が生後4か月の女児を公共施設のトイレに設置されているおむつ交換台に乗せて付属の安全ベルトを締めた上で、男児に小用をさせていたところ、女児がおむつ交換台から転落して頭部を打撲したとのことです(医療機関での精密検査の結果、異常は認められなかったとのこと)。

この通知を受けて、類似の事故について独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談や情報を消費者庁で確認したところ、おむつ交換台から乳児が転落したとする事故の相談や情報が過去5年間で17件寄せられていることが分かりました。

今回の事例では、おむつ交換台の上部には転落防止に関する「警告表示」(「ベルトは横ずれ防止のためであり、お子様の転落を防止するものではありません」)があったとのことであり、また、これまでも、おむつ交換台からの転落事故の防止については、経済産業省や独立行政法人国民生活センター、製造事業者などの取組がなされているところです(参考参照)。それにもかかわらず、今回の事例が発生したことを踏まえて、消費者庁としては、子どもの事故を防止する観点から、改めて消費者の注意を喚起するとともに、地方公共団体などが管理・運営する公共施設(例:保健センター、公民館など)、事業者が管理・運営する集客・商業施設(例:駅や空港などのターミナルビル、デパート、遊園施設など)に設置されているおむつ交換台について、目に付くところへの警告表示の貼付の徹底や点検の実施等の取組が必要と考えております。

貴職におかれましては、これら施設におけるおむつ交換台の転落事故防止に関する取組を推進するために、貴都道府県及び貴都道府県下の市区町村に設置されている公共施設に対し、下記の事項を周知していただくようお願いいたします。

記

公共施設、集客・商業施設の施設管理者へのお願い

1. おむつ交換台における警告表示の徹底と定期的な点検の実施

施設内に設置されているおむつ交換台について、製造事業者が作成する「警告表示」を折りたたみ式おむつ交換台のすぐ上など保護者等の目に付くところに必ず貼付する等の措置を行うようお願いします。また、おむつ交換台の目に付くところに警告表示が正しく貼付されている

ことや、交換台のガタつき、安全ベルトの傷み、ネジの緩み等の不具合がないことを定期的に確認するようお願いします。問題がある場合には、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店などに修理依頼等の連絡を行うようお願いします。

## 2. 安全・安心の向上に向けた更なる取組の実施

子どもの安全の確保のため、可能な限り、安全・安心の向上を図っている製品への交換等、更なる取組の実施を行うようお願いします。